

(別表1)

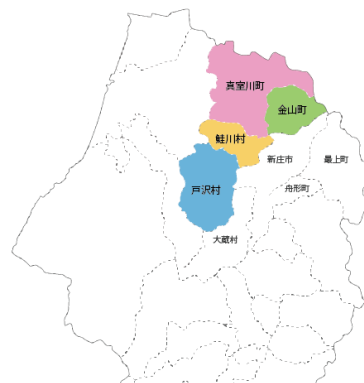
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1)地域の災害等リスク

当会は山形県北東部に位置する最上地域の北部4町村を管内とする広域商工会であり、真室川町（面積374.22km²）、金山町（面積161.67km²）、戸沢村（面積261.31km²）、鮭川村（面積122.14km²）の4町村あわせて約920km²にも及び、その大部分を山間部が占め、最上川水系の一級河川が横断し、最上川に流入しており、急傾斜の山間部やそのエリアを流れる支流も多く、これまでも甚大な被害をもたらした水害や土砂災害が発生している。



近年においても、平成30年8月の2度にわたる豪雨によって管内4町村にも大きな被害をもたらし、特に戸沢村では店舗、工場などの建物の浸水被害や最上川支流の氾濫や土砂崩れによる幹線道路の通行止め、流通網の寸断など地域の中小企業・小規模事業者の経営に大きなダメージを与えている。



当会管内4町村における災害等リスクについては以下の通りである。

①真室川町（当会本所・真室川事務所が立地）

《洪水：ハザードマップ》

| | |
|------------|--|
| 主な河川 | 真室川、金山川、鮭川 |
| 中心部におけるリスク | 「真室川」南側に位置する新栄町、新町及び新橋通りなどの広範囲で5m以上の浸水被害が予想される。中心部東側には広い範囲で、ため池浸水想定地域に指定されている。 |
| 特にリスクが高い地域 | 河川の合流点に近い地域や特に商業店舗が多い県道35号真室川鮭川線沿いでは5m以上の浸水が予想されているエリアが広がる。 |

《土砂災害：ハザードマップ》

| | |
|------------|---|
| 主なエリア | 町北東部、北西部 |
| 中心部におけるリスク | 町中心部でJR奥羽本線の東側に位置する丘陵地帯で土砂災害警戒区域（がけ崩れ・土石流）指定エリアが点在している。 |
| 特にリスクが高い地域 | 安楽城地区、差首鍋地区、釜淵地区及び及位地区などの山間部では土砂災害警戒区域（がけ崩れ、土石流）が点在し、また差首鍋地区では土砂災害警戒区域（地すべり）が国道344号沿いに広く分布している。 |

《地震：J-SHIS》

| | |
|------------|----------------------------------|
| 主なエリア | 新町 |
| 中心部におけるリスク | 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は最大で8%程度とされている。 |

②金山町（当会金山事務所が立地）

《洪水：ハザードマップ》

| | |
|------------|---|
| 主な河川 | 金山川 |
| 中心部におけるリスク | 金山川の河川沿いに浸水想定区域が設定されており、中心部では十日町・七日町地区で、局所的に最大 5m の浸水が想定されている。 上台川の河川沿いに浸水想定区域が設定されており、上台地区や安沢地区などで最大 10m の浸水が想定されている。 |
| 特にリスクが高い地域 | 上台地区では、町中心部へ避難するために上台川を横断する上台橋を通過する必要があり、河川氾濫時には通行不可となる恐れがある。 |

《土砂災害：ハザードマップ》

| | |
|------------|---|
| 主なエリア | |
| 中心部におけるリスク | 町中心部では十日町、内町地区の東側の一部で土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）にしてされている。 |
| 特にリスクが高い地域 | 町北側の飛森や中田地域で国道 13 号沿いに土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）が分布している。 |

《地震：J-SHIS》

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 主なエリア | 七日町 |
| 中心部におけるリスク | 震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は最大で 1.3%程度とされている。 |

③戸沢村（当会戸沢事務所が立地）

《洪水：ハザードマップ》

| | |
|------------|---|
| 主な河川 | 最上川・鮭川・角川 |
| 中心部におけるリスク | 古口地区等、主な河川流域沿いの地区における堤防越流・内水浸水等による冠水が想定されている。 |
| 特にリスクが高い地域 | 古口地区においては最上川堤防の越流により JR 駅、国道 47 号・各県村道等の交通インフラが冠水する恐れがある。 |

《土砂災害：ハザードマップ》

| | |
|------------|---|
| 主なエリア | 角川、古口、土湯、蔵岡、神田、濁沢等 |
| 中心部におけるリスク | 主に古口地区内では急傾斜特別警戒区域、急傾斜警戒区域及び土石流警戒区域内を JR 軌道、国道 47 号、主要地方道の一部が通過しており被災時の流通インフラへの影響が懸念される。 |
| 特にリスクが高い地域 | 国道 47 号は上台、猪ノ鼻、高屋、JR 軌道は古口、高屋、土湯、草薙で急傾斜特別警戒区域を通過している。他地区でも JR 軌道、国県村道が急傾斜警戒区域及び土石流警戒区域内を通過しており、それら区域内はリスクが高い。 |

《地震：J-SHIS》

| | |
|------------|---|
| 主なエリア | 戸沢村全域 |
| 中心部におけるリスク | 村内には新庄盆地断層帯西部（津谷付近の断層）が存在し、最上峡以西の新庄盆地に属する地域を中心に震度 6 強、最上峡付近でも震度 5 強の震度が予想される。断層（蔵岡上ノ山、濁沢、神田、野口） |

④鮭川村（当会鮭川事務所が立地）

《洪水：ハザードマップ》

| | |
|------------|---|
| 主な河川 | 真室川、鮭川 |
| 中心部におけるリスク | 「真室川」「鮭川」合流地点に位置する石名坂地区、「鮭川」「最上内川」合流地点に位置する京塚地区で最大3.0m～5.0mの浸水被害が予想される。中心部東北側は広い範囲でため池浸水想定地域に指定されている。 |
| 特にリスクが高い地域 | 「鮭川」、県河川「最上内川」合流点にある地区（庭月、高土井、西村、中京塚4地区）などの「鮭川」左岸の平坦部の広い範囲において、3.0～5.0mの浸水が予想されるエリアが広がる。 |

《土砂災害：ハザードマップ》

| | |
|------------|---|
| 主なエリア | 鮭川村大字京塚、大字石名坂、大字佐渡 |
| 中心部におけるリスク | 村中心部である京塚地区、石名坂地区、日下地区において、土砂災害警戒区域（急傾斜地・土石流）が多く点在している。 |
| 特にリスクが高い地域 | 曲川・大芦沢地区や中沢地区、中渡・清水田地区、羽根沢地区などの山間部では土砂災害警戒区域（がけ崩れ、地すべり）が多く点在しており、特に危険度の高いエリアとなっている。 |

《地震：J-SHIS》

| | |
|------------|--|
| 主なエリア | 鮭川村大字佐渡、鮭川村大字庭月 |
| 中心部におけるリスク | 震度6弱以上の揺れが想定されており、「鮭川」沿いの平地部においては震度7が想定されている。特に日下地区、京塚地区には公共施設が集中している。 |

⑤その他（共通）

《雪害》

豪雪地帯対策特別措置法のもと、真室川町、金山町、戸沢村、鮭川村はいずれも「特別豪雪地帯」に指定されている。気象庁の統計によると直近の10年間では、2012年に累積積雪量が869cm、2013年に最深雪が224cm（観測地点：金山）と県内でも屈指の豪雪地帯であり、降雪状況によって公共交通機関の不通や物資の遅延、スリップや凍結による交通事故、除雪作業時の事故、落雪による建物の破損などの可能性が高い地域となっている。

また、平成31年1月には国道47号で車両が立ち往生し、新庄市柃形から庄内町清川までの25キロが通行止めとなった。内陸と庄内地域の物流を担う幹線道路の通行止めにより国道112号等を広域迂回をせざるを得ず、非常に大きな流通リスクを抱えている。

さらに近年では短時間多量降雪が発生し、倒木や着雪による断線による停電が長時間にわたるなどで営業休止に追い込まれる事態も発生している。

| 累積降雪量 | | 2021年11月1日 - 2022年5月9日 | | | |
|-------|---------|------------------------|---------------|------------|-------------|
| 都道府県 | 市町村 | 地点 | 累積降雪量 (cm) | 平年比 (%) | 平年値 (cm) |
| 山形県 | 酒田市 | 酒田(サカタ)* | 246 | 118 | 209 |
| 山形県 | 最上郡金山町 | 金山(カネヤマ) | 676) | 84 | 806 |
| 山形県 | 東田川郡庄内町 | 狩川(カリカフ) | 646) | 121 | 533 |
| 山形県 | 新庄市 | 新庄(シンジョウ)* | 706 | 112 | 632 |
| 山形県 | 最上郡最上町 | 向町(ムカイマチ) | 917) | 110 | 836 |
| 山形県 | 鶴岡市 | 榊引(クシビキ) | 480) | 91 | 525 |
| 山形県 | 最上郡大蔵村 | 肘折(ヒジオリ) | 1180) | 80 | 1470 |

｜出典｜気象庁 山形県 累積積雪量

《感染症》

毎年流行を繰り返すインフルエンザは、これまでにおよそ10年から40年の周期で型が大きく変わっている。また、新型コロナウイルス感染症や新しい型のインフルエンザウイルスが出現

すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）を起し、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2)商工業者の状況

《商工業者数》 890事業所

《小規模事業者数》 782事業所

《内訳》

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） |
|--------|-------|---------|---|
| 建設業 | 187 | 178 | 管内に広く分散している。 |
| 製造業 | 105 | 88 | 機械・金属・電子部品製造業は真室川町、金山町に、食品関連の製造業は鮭川村、戸沢村に多いがいずれも点在している。 |
| 卸小売業 | 247 | 198 | 真室川町（本町、元町、新橋、栄町、未広町、新栄町地区）、金山町（七日町地区）に比較的集積している。その他の小売店は管内に広く分散している。 |
| 宿泊・飲食業 | 86 | 77 | 飲食店は管内に広く分散している。宿泊業は中山間地域（金山町有屋地区、鮭川村羽根沢地区）、河川沿い（戸沢村最上川沿線）に点在している。 |
| サービス業他 | 265 | 241 | 管内に広く分散している。 |
| 合計 | 890 | 782 | |

｜ 出展 ｜ 総務省統計局：平成 28 年経済センサス - 基礎調査結果

(3)これまでの取組み

①真室川町の取組

- ・ 地域防災計画の策定（平成 26 年 10 月策定）、防災訓練の実施
- ・ 国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年 3 月策定）
- ・ 防災資材、避難所運営用品及び生活用品、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 10 月策定）

②金山町の取組

- ・ 地域防災計画の策定（平成 25 年 3 月策定）、防災訓練の実施
- ・ 国土強靱化地域計画の策定（令和 3 年 3 月策定、令和 3 年 11 月改訂）
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 11 月策定）

③戸沢村の取組

- ・ 地域防災計画の策定（平成 28 年 3 月策定）
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年 6 月策定）
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 11 月策定）

④鮭川村の取組

- ・地域防災計画の策定（平成25年3月策定）、防災訓練の実施
- ・国土強靱化地域計画の策定（令和2年10月策定）
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年11月策定）

⑤当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPの必要性和メリットを会報等で周知
- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

II 課題

(1)事業所BCPの策定が進んでいない

- ・既にBCPを策定している事業者は、管内でも中小企業の一部の事業者に限られると推定され、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。
- ・事業所BCPの策定に関する管内全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。
- ・普及・啓発活動についても、管内町村、商工会のそれぞれが取り組んでおり、連携による取り組み強化への必要性が高まっている。

(2)マンパワー不足と支援スキルの習得

- ・緊急時の対応について、当会内の防災対策組織図の作成にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・経営指導員等職員の事業者BCP策定に関する専門知識やノウハウが不足しており、専門家や損保会社等との連携によって支援スキルの習得が必要である。

(3)不十分な感染症対策

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

(1)管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

- ・災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2)速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と管内4町村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後の速やかな復興支援策や域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と真室川町、金山町、戸沢村、鮭川村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

管内4町村の地域防災計画、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかかつ混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1)小規模事業者に対する災害等リスクの周知

<巡回・窓口指導及び広報等による普及啓発>

- ・経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・感染症リスクに関しては、業種別ガイドラインに基づいた感染症対策等について周知するとともに、感染症のリスクや事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増加等）を軽減するための対策の説明と事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用や事業環境（テレワーク等）を整備するための情報を提供する。
- ・会報や各自治体広報、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP策定に取り組む事例等の紹介等を行う。

<職員の支援スキルの向上>

- ・事業継続計画の策定支援に必要となる知識を全国商工会連合会が提供する「経営支援員等WEB研修」を受講することで習得する。
- ・損保会社等と連携し、職員向けの勉強会を通して経営指導員等が損害保険や共済などの内容を習熟させ、計画実施支援に必要となる知識、スキルを習得する。

<リスク管理のチェックとリスク軽減策の提案>

- ・「防災の日」周辺において相談窓口を設け、経営リスクの現状把握と現状の備えについてヒアリングやチェックシートなどを用いて認知度を高めていく。
- ・全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用し、マンパワー不足の小規模事業者が多岐にわたる経営リスクを簡易的に把握し、事業者自身が事業環境の変化に対応しながらリスク軽減への取組を行えるよう提案する。
- ・備えが出来ていないリスク軽減のために必要となる損害保険等の紹介や見直しに係る相談を実施する。

<事業者BCP策定支援・セミナー開催>

- ・管内小規模事業者に対し、「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP(簡易的計画含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。



2)商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和5年3月までに作成する）

3)関係団体等との連携

- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4)フォローアップ

- ・当会が実施している会員実態調査に新たに項目を追加し、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行い、調査結果をもとにフォローアップにつなげていく。
- ・真室川町、金山町、戸沢村、鮭川村と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5)当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、管内4町村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1)応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内を目途に職員の安否確認を行う。
具体的には、発災時には携帯電話（通話）での連絡が困難になる可能性があるため、LINEグループ機能等を利用し、事務局長へ安否報告と業務従事の可否報告を行う。併せて、把握出来る大まかな被害状況（家屋被害・道路状況等）について情報収集し、当会、各事務所と管内4町村など関係機関で共有する。
- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い、手指消毒を含め、新しい生活様式を実践する。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、管内4町村における感染症対策本部設置に基づき、当会各事務所による感染症対策を行う。

2)応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当会、各事務所と管内4町村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。ただし、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|--|---|
| 大規模な被害がある | 1. 地区内の 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | ①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③支援施策の立案、実行 |
| 被害がある | 1. 地区内の 1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | ①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 |
| ほぼ被害がない | 目立った被害の情報がない | 特に行わない |

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と4町村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

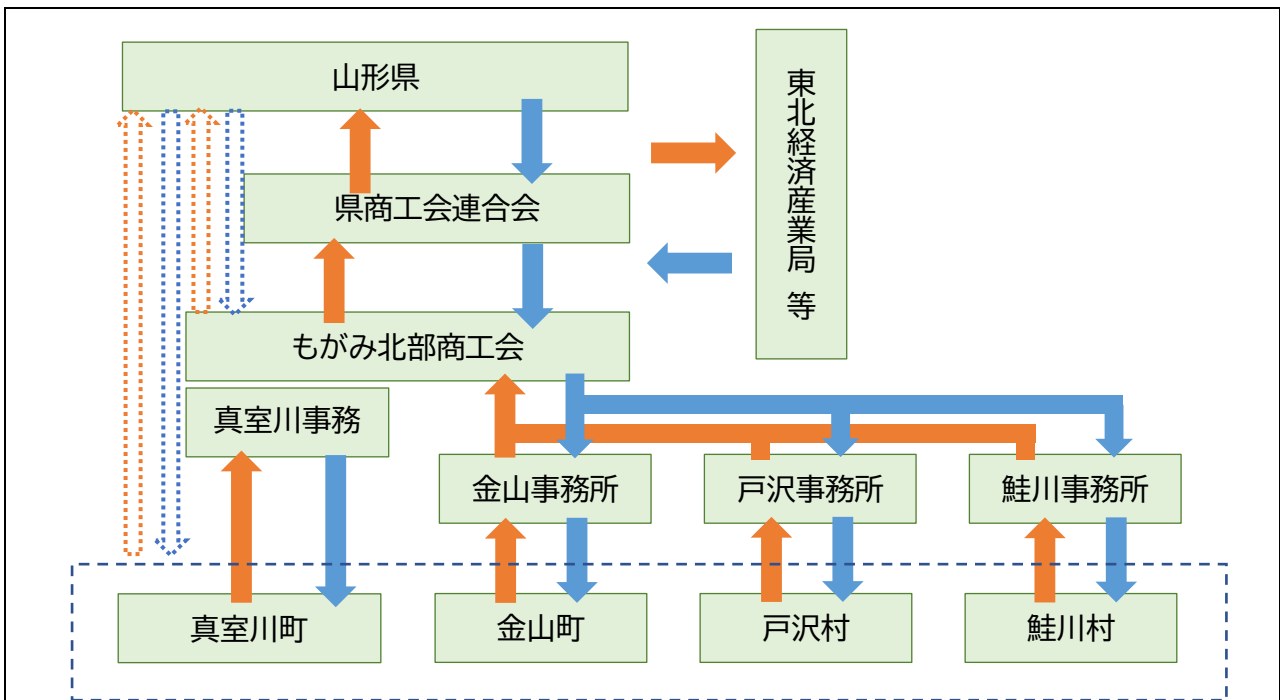
| | |
|---------|-----------|
| 発生後～2週間 | 1日に2回共有する |
| 3週間～1カ月 | 1日に1回共有する |
| 1カ月 | 2日に1回共有する |

(感染症にかかるとの対応)

- ・管内4町村で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報(国、県、自治体が提供する情報)の把握と発信を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・地域内での感染状況を踏まえ交代勤務を導入する等、支援体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における連絡体制〉 ※下図は連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ・当会各事務所と管内4町村は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会各事務所と管内4町村が共有した情報を、当会又は各町村より山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と管内4町村が共有した情報を、山形県商工会連合会を通じ山形県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

1) 特別相談窓口の開設

- ・当会は、管内4町村と協議の上、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。また、国や山形県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。
- ・窓口相談設置にあたっては、山形県火災共済協同組合（火災保険、損害保険）や金融機関（緊急融資）と連携し、ワンストップでの対応を可能とする。
- ・感染症の場合においても、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地区内小規模事業者等の被害状況確認

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。詳細確認にあたっては、被害項目等を予め記載した相談シートを作成し、罹災証明に必要な写真等を、その場でスマートフォン等から印刷できるように、PC、プリンターを準備するなど、迅速な被害状況の把握に努める。

3) 被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回、電話、ホームページ、会報等、可能な限りのあらゆるツールにより情報発信する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

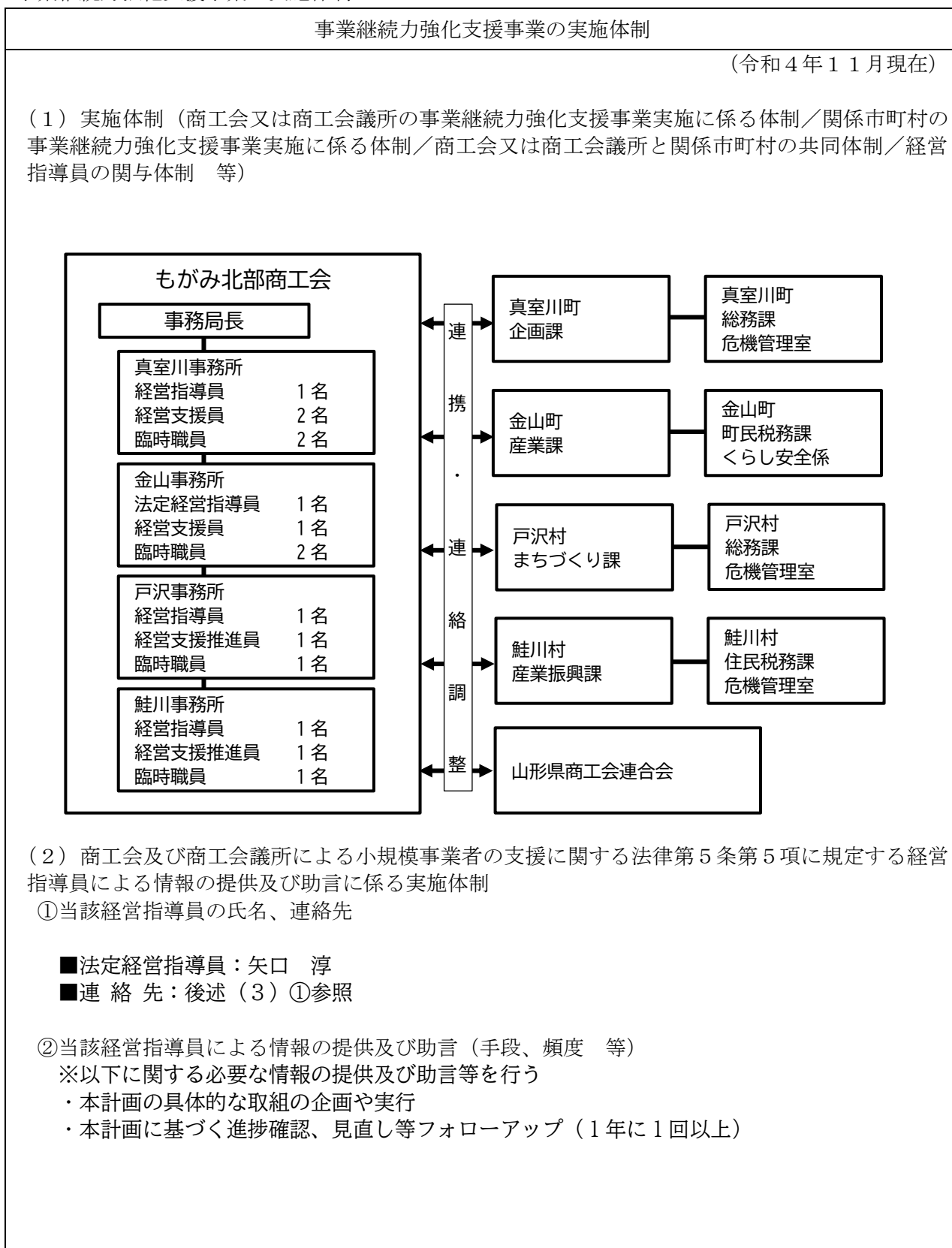
- ・山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

〒999-5312

山形県最上郡真室川町大字新町 232 番 9

もがみ北部商工会

TEL：0233-62-2347／FAX：0233-62-2075

e-mail:n-mogami@shokokai-yamagata.or.jp

〒999-5402

山形県最上郡金山町大字金山 398 番

もがみ北部商工会 金山事務所

TEL：0233-52-2349／FAX：0233-52-3022

〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口 278 番 8

もがみ北部商工会 戸沢事務所

TEL：0233-72-2665／FAX：0233-72-3588

〒999-5207

山形県最上郡鮭川村庭月 2757 番

もがみ北部商工会 鮭川事務所

TEL：0233-55-2032／FAX：0233-55-2495

②関係市町村

〒999-5312

山形県最上郡真室川町大字新町 124 番 4

真室川町役場 企画課産業交流係

TEL:0233-62-2050／FAX:0233-62-2731

e-mail:kikaku@town.mamurogawa.yamagata.jp

〒999-5402

山形県最上郡金山町大字金山 324 番 1

金山町役場 産業課商工観光係

TEL:0233-52-2111／FAX:0233-52-2004

e-mail:kankou@town.kaneyama.yamagata.jp

〒999-5202

山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の 7

鮭川村役場 産業振興課林政商工係

TEL:0233-55-2111／FAX:0233-55-3269

e-mail:rinsyo@vill.sakegawa.yamagata.jp

〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口 270 番

戸沢村役場 まちづくり課商工観光係

TEL:0233-72-2111／FAX:0233-72-2116

e-mail:kanko@vill.tozawa.yamagata.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| ・専門家派遣 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・セミナー開催費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・パンフ、チラシ作成費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---|
| 会費収入、真室川町補助金、金山町補助金、戸沢村補助金、鮭川村補助金、山形県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

